

概要

介護者の病気・冠婚葬祭や介護休養等の際に、在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方が安心して短期入所を利用することができるよう、国土交通省において、積極的に短期入所の受入れを行う障害者支援施設を指定し、当該指定を受けた協力施設に対し、短期入所の受入体制の整備・強化に係る経費を補助する制度。**令和5年度より重点支援施設制度を創設。短期入所利用時における医療行為への対応力向上や短期入所の利用促進を図る。**

短期入所協力事業

短期入所協力施設

在宅重度後遺障害者の短期入所の受入れを行う障害者支援施設等であり、短期入所サービス(入浴、排泄及び食事等の介護)を受けることができる施設。

補助対象

「短期入所協力施設」として指定した障害者支援施設等

※補助内容①については、当該年度中に在宅重度後遺障害者の受入実績又は具体的な受入見込みがあること

補助内容

- ① 介護器具等の導入に係る経費※
- ② 研修等経費、広報活動等に係る経費



(特殊浴槽)

補助率

- ① 定額, 3/4, 1/2, 1/4
- ② 定額

補助上限額

400万円～800万円
(介護料受給者の直近の受入実績に応じて補助上限額が変動)

重点支援施設

「短期入所協力施設」のうち、医療的ケアが必要な者への夜間における対応に取り組む意欲的な施設を選定し、短期入所時における医療行為への対応力向上を図る施設。

補助対象

「短期入所協力施設」のうち、喀痰吸引等の医療的ケアを実施できる施設として選定した重点支援施設

※補助内容①については、当該年度中に在宅重度後遺障害者の受入実績又は具体的な受入見込みがあること

補助内容

- ① 介護器具等の導入に係る経費
- ② 研修等経費、広報活動等に係る経費
- ③ 人材雇用費
- ④ 求人情報発信費

補助率

なし(定額)

補助上限額

1,000万円

(1施設当たりのすべての補助メニューに係る支援の総額)